

召集すべきことを得

第十三條 役員會は委員長 副委員長 執行役員
を以て組織し毎月一回以上委員長之を召集し
召集し總會の決議に基き次の總會に主
るまじの一切の事項を協議決定す

第十四條 執行役員會は委員長 副委員長 執
行役員 書記 委員並ニ會計 役員を
以て組織し總會及役員會の決議に
基き本組合の事務を執行するものとす

役員

第十五條 本組合は若干名の委員を選出し委員
中より其の役を定む

委員長一名 副委員長一名 書記 役員

二名 會計 役員一名 會計 監査 委員三名
執行 役員若干名

第十六條 委員長及副委員長は總會に於て組合
員中より選挙す 委員長は本組合全
體の事務を總理し其の責に任す
副委員長は委員長を補佐し 委員長事
故及び特任之を代理す

第十七條 委員は組合員五人以上一人の割合を以
て選挙し 執行役員は委員中より五選
す

第十八條 書記 委員及會計 委員は委員中より
五選し 書記 委員は組合の一般事務を
取り 會計は組合の會計を掌す